障害児福祉手当のご案内

身体または精神（知的を含む）に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする、在宅の 20 歳未満の方ご本人に支給される手当です。

1　対象となる方

①20 歳未満の方

②在宅の方

③重度の障がいがある方で、下記の３認定基準のいずれかに当てはまる方

※ただし、次のいずれかに当てはまる場合は、手当は支給されません。

・児童本人が社会福祉施設に入所しているとき

・児童本人が障害を理事由する公的年金を受けているとき

・児童本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が政令で定める限度額以上であるとき

2　手続きの流れ

①必要書類を提出します。

・認定請求書

・診断書　（障がいによって書類が異なります）

・個人番号（マイナンバー）のわかるもの及び身分証明書

・障害者手帳（お持ちの方のみ）

・ご本人名義の預金通帳

②担当課で審査（障がい審査及び所得審査）後、結果を通知されます。

③認定されると、申請された翌月分から手当が支給されます。

・手当は、年４回（２月、５月、８月、11 月）、３ヶ月分ずつ申請された口座に振り込まれます。

●再認定：医師の診断書等により手当の受給が有期認定（期限付きの認定）である方は、期限内に再度認定を受ける必要があります。

●現況届：毎年８月 12 日～９月 11 日の間（休日により変更あり）に、現況届の手続きが必要です。

●その他の提出：受給資格の喪失（施設等に入所された場合や、20 歳に到達された時等）や氏名・住所・口座の変更があった場合は、届出が必要です。

※留意事項

受給資格者が 20 歳に到達すると障害児福祉手当の受給資格が喪失します。（喪失日は誕生日の前日付け）

障害児福祉手当と特別障害者手当は障害の認定基準が異なるため、20 歳到達時の資格喪失のあと、自動的に特別障害者手当に切り替わる（手当支給が継続される）ことはありません。特別障害者手当の受給を希望される場合は、改めて手続きをする必要があります。

３　認定基準

【政令別表第１】のいずれかに該当する方

１号視覚	両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
２号聴覚	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
３号上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
４号上肢	両上肢の全ての指を欠くもの
５号下肢	両下肢の用を全く廃したもの
６号下肢	両大腿を２分の１以上失ったもの
７号体幹	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
８号その他	１～７号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が１～７号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
９号精神	精神の障害であって、１～８号と同程度以上と認められる程度のもの
10 号重複障害	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が１～９号と同程度以上と認められる程度のもの

４　支給額

１６，５６０円／月（令和８年４月現在）

５　所得制限について

受給資格者の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者の前年の所得が一定額以上であるときは、手当は支給されません。

扶養親族等の数	受給資格者本人		受給資格者の配偶者及び扶養義務者	
	所得額（※１）	参考（※２）収入額の目安	所得額（※１）	参考（※２）収入額の目安
0	3,758,000	5,372,000	6,287,000	8,319,000
1	4,138,000	5,848,000	6,536,000	8,586,000
2	4,518,000	6,324,000	6,749,000	8,799,000
3	4,898,000	6,776,000	6,962,000	9,012,000
4	5,278,000	7,198,000	7,175,000	9,225,000
5	5,658,000	7,620,000	7,388,000	9,438,000

＊１　所得額は、地方税法の都道府県民税についての非課税所得以外の所得等から、医療費控除、障害者控除及び寡婦控除等の額を差し引いた額です。

＊２　ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額を加えて表示した額です。

問い合わせ先・申請受付窓口
〒669-3602
兵庫県丹波市氷上町常楽 211 番地　丹波市役所本庁第２庁舎
福祉部 障がい福祉課 TEL：０７９５－８８－５２６２